

令和3年度いばらきの地酒プロモーション（シンガポール・台湾・香港）参加規程

経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中、茨城県では、国民1人当たりのGDPがアジアで最も高いシンガポール、世界で最も親日家が多いとされている台湾、日本酒輸入額が世界最大規模である香港において、いばらきの地酒の高付加価値化に向けたプロモーションを行い、販路の拡大促進を図ります。

1 プロモーション対象国（地域）

シンガポール、台湾及び香港

2 事業実施予定期間

令和3年7月から令和4年3月まで

3 対象企業

県内に本社または事業所がある企業のうち、対象国（地域）への販路開拓又は拡大に意欲があり、県が事業効果を把握するために実施する各種調査に協力できる企業

4 対象地酒

共通 県内で製造され、対象国（地域）いずれかへの輸出が可能である地酒

第1期 対象国（地域）において既に販路を有する地酒

第2期 対象国（地域）において販路開拓又は拡大を目指す地酒（第1期との重複申込可）

5 参加の流れ

(1) 対象国（地域）別の参加申込書を茨城県へ電子メールにて提出
（複数の対象国（地域）への申込可）

申込期限：令和3年7月9日（金）17時

(2) 県及び県委託先とオンライン等で面会 ※面会結果を踏まえ、申込地酒の変更可

(3) 対象地酒サンプル各3本を指定の宛先に送付

※バイヤー及び地酒フェア実施店舗等の意向を踏まえ、参加企業及び地酒を選定

(4) 現地飲食店における地酒フェア

(5) ビジネスマッチング（オンライン商談を想定）

6 参加申込後のキャンセル

参加申込後、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、その旨を書面にて提出してください。なお、キャンセルされる場合、対象企業に生ずる損害について、県は一切責任を負いません。

7 費用負担

<県が負担する経費>

(1) プロモーションに活用する対象地酒の調達費用

(2) 対象地酒の通関、輸送に係る諸手続きのための費用

(3) アンケート調査実施費用

(4) プロモーションの広報にかかる費用

(5) 現地プロモーションイベントに係る出展料、基本装飾費、共通什器レンタル費、通訳配置費等

(6) 県が手配する現地専門コーディネーターによるコンサルティングの費用

※商談に際して必要となる書類の作成代行、当該事業により商談を開始した後の各種仲介用務など、対象企業が取り組む個別商談のコンサルティングは対象外となります。

<対象企業が負担する経費>

- (1) 対象地酒のサンプル提供費用（現地において試飲評価を実施する際に使用）
- (2) 国内指定倉庫への地酒輸送費用
- (3) （新型コロナウイルスによる渡航制限が解除された場合）現地プロモーションイベント等へ参加するための渡航費、現地滞在費、地酒輸送費、試飲用地酒費用、その他個別に発生する経費
- (4) その他関連付帯経費

8 当該事業の実施見合わせ等

県、対象企業及び関連企業の責に帰すことのできない事由によって、当該事業の全部または一部が中止・中断された場合、これによって対象企業に生じた損害について、県は一切責任を負いません。

9 違反による参加の取りやめ

県は、対象企業が当該参加規定に違反した場合、当該対象企業の参加を取りやめることができるものとします。この場合、当該対象企業に生じた損害について、県は一切責任を負いません。

10 個人情報保護法

県等に提出いただいた対象企業の情報は適切に管理し、当該事業のために活用します。なお、当該事業により支援する対象企業及び対象地酒の情報や各種写真等については、県議会や報道機関等に適宜公表しますので、予めご了承ください。

11 知的財産権保護

県は、対象地酒の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。対象企業は、必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

12 商談トラブル

県、対象企業及び関連企業の責に帰すことのできない事由による当該事業の実施期間中及び終了後の商談等にかかるトラブルについて、県は一切責任を負いません。

13 アンケート等

当該事業の成果把握等のため、県が実施するアンケートにご回答いただきます。また、当該事業の終了後、定期的に、継続商談の状況等について、アンケートや電話等により聞き取りする際、ご協力いただきます。

14 規定外事項

当該参加規定に定めのない事項が発生した場合は、県、対象企業及び関連企業が協議の上、その対策を決定するものとします。